

相談事例

《相談の内容》

自宅に来た勧誘員から「葬儀にも結婚式にも利用できるから、いざというときの備えに」と勧められ、冠婚葬祭互助会の加入契約を結んだ。5年たって、解約を申し出たところ、支払った**30万円**に対して、**2万5千円**の解約手数料がかかるといわれた。それどころか**5年間の積立金**に、**利子もつかない**こともわかった。せっかく、苦勞して支払ってきたのに納得できない。

冠婚葬祭互助会の高額な解約手数料にびっくり！しかも積立金には利子もつかないなんて！

《対応の内容》

多額の費用がかかるお葬式や結婚式。いざというときに備え、前もって代金を積み立てておくのが冠婚葬祭互助会です。これは、施設などのサービスを受けることが目的なので金融機関のように預けたお金の利息はつきません。また解約には、解約手数料が発生するので支払った全額が返金されるわけではありません。

手数料については、契約時に渡された約款で確認することが必要です。

解約に際しては、本人確認のため原則として郵送ではなく会社へ出向いて手続きをすることが多いようです。

身守りのポイント

高齢に近づくと、万が一に備え、家族に迷惑をかけまいと、互助会に加入される方が多いようです。その際、契約内容を理解せずに勧められるままに契約してしまいがちです。日頃から必要な契約かどうか、家族の中で話し合うとともに、加入に際しても、家族によく相談し、内容を確認してから契約するよう伝えましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

〈連絡・問い合わせ先〉 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111